

# 京 都 市 建 築 審 査 会

## 令 和 2 年 度 第 3 回 会 議 議 事 録

### 1 オンライン審議の開催について

京都市建築審査会運営規程第12条の規定に基づき、会長の決するところにより、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議ツール（Zoom）を用いたオンライン参加による開催とすることにしたものである。

### 2 開催日時

令和2年7月10日（金曜日） 午後2時00分から午後2時50分まで

### 3 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

### 4 出席者

#### 【建築審査会委員】

高田会長<sup>\*</sup>、伊藤会長代理<sup>\*</sup>、板谷委員<sup>\*</sup>、奥委員<sup>\*</sup>、湯川委員<sup>\*</sup>

#### 【建築審査会事務局】

高木建築指導部長、文山建築指導課長、足立道路担当課長、岡田建築審査課長<sup>\*</sup>、川口建築安全推進課長<sup>\*</sup>、立石建築相談第二係長、西川道路第一係長、川村道路第二係長、白尾係員、川妻係員

#### 【参考人】

西村設備係長<sup>\*</sup>、岩田係員<sup>\*</sup>（消防局予防部）

#### 【傍聴人】

0名

※オンライン参加による出席者を示す

### 5 議事概要

#### (1) 議事録の承認等について

ア 同意案件に関する報告

イ 次回会議日程について

#### (2) 同意案件に関する審議

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（農業用倉庫：伏見区1件）

イ 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件）

#### (3) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（事務所兼工場：北区1件、専用住宅：左京区1件、山科区1件、伏見区1件、右京区1件、西京区1件）

イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：伏見区1件）

## 6 公開・非公開の別

(1)から(3)まで全て公開

## 7 審議内容

### (1) 議事録の承認等について

[ア 同意案件に関する報告]

#### (ア) 報告の概要

5月建築審査会で同意した、栗原家住宅及び祇園甲部歌舞練場に係る建築基準法適用除外について、処分庁から指定した旨の報告を受けた。

#### (イ) 報告の結果：了承

[イ 次回会議日程について]

次回の会議は、令和2年9月11日（金）午後1時30分から、ひと・まち交流館京都で開催することとなった。

### (2) 同意案件に関する審議

[ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（農業用倉庫：伏見区1件）]

#### (ア) 議案の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（農業用倉庫：伏見区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

#### (イ) 審議の結果：同意

#### (ロ) 質疑等：なし

[イ 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件）]

#### (イ) 議案の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

#### (イ) 審議の結果：同意

#### (ロ) 質疑等

委員：側溝も整っており、幅員も十分あるため問題はないが、位置指定は取れなかったのか。過去に整備された経過はないか。

処分庁：申請地南東側の接続先にある道路が昭和32年に位置指定されており、その位置指定道路図面を確認したところ、2期計画として当該通路の計画が記載されているため、元々は位置指定を取ろうとしていたが、何らかの理由により手続がされないまま建築されたのではないかとと思われる。当該通路については幅員約4メートルで通り抜けており、北側には隅切も設けられているため、当初は位置指定に向けて手続がなされていたが、通路権利者の同意が得られなかったため、法第43条第2項第2号許可を選択した。

委員：当該通路の入口にある相続放棄された住宅については国庫に収まり、今回の同意の権利も国に継承されるのではないかと思うが、国から同意を得ることはできないのか。

処分庁：本来であれば相続放棄がなされた場合、国庫に納めることをもって完了となるが、本件においてはそこまでされていない状況である。こういった場合にどうなるか代理人に確認したところ、今回のように通路に関する同意を得たいということで利害関係人から申し立てれば、相続財産管理人を通して財産を処分することになるが、手続に非常に時間がかかることと、一時的に金銭を供託しなければならないことから、今回は法第43条第2項第2号の許可申請に至った。

会 長：国庫に納められた場合はどうなるか。

処分庁：通常は売却処分されると聞いている。

会長代理：家族関係図を見ると相続人は3人おり、そのうち次男の関係の相続権は放棄されているということだが、相続人は他にもたくさんおられるため、相続人がいないかどうかはこれだけではわからない。最終的には子だけでなく兄弟も相続人にあたることから、おそらく他に相続人がいると思われる。一部の相続人が放棄されており、これ以上調査ができないということで、この案件については同意が取れないと処理されたことかと思う。

### (3) 包括同意案件に関する報告

[ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（事務所兼工場：北区1件，専用住宅：左京区1件，山科区1件，伏見区1件，右京区1件，西京区1件）]

#### (ア) 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（事務所兼工場：北区1件，専用住宅：左京区1件，山科区1件，伏見区1件，右京区1件，西京区1件）について，建築審査会の包括同意基準に適合していたため，処分庁が許可した旨の報告を受けた。

#### (イ) 報告の結果：了承

#### (ロ) 質疑等

委 員：（専用住宅：山科区1件について）当該道路は建築基準法第42条第2項道路の延長部分に思えるが，2項道路ではないのか。

処分庁：申請地南東の法第42条第2項道路は，申請地南側の避難通路から通り抜ける道路であり，行き止まりとなる当該道路は2項道路にはならない。

[イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：伏見区1件）]

#### (イ) 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：伏見区1件）について，建築審査会の包括同意基準に適合していたため，処分庁が許可した旨の報告を受けた。

#### (イ) 報告の結果：了承

#### (ロ) 質疑等：なし

## 8 閉会

京都市建築審査会  
会長 高田 光雄